

要旨

沖縄県公文書館の中核的な所蔵資料に琉球政府文書（1945～1972年）がある。沖縄県公文書館への来館が困難な方も含めて、同資料を広く利用してもらうため、沖縄県では「琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業」を進めており、網羅的にデジタル化された琉球政府文書がデジタルアーカイブに搭載され、インターネット上で閲覧できるようになりつつある。これにより、閲覧室で資料を閲覧するという従来の公文書館の利用形態に対し、来館することなしにインターネット上で閲覧するという、新たな「利用」のかたちが生じつつある。

琉球政府文書デジタルアーカイブに携わるなかで、筆者は、こうした新たな「利用」のあり方ゆえに生じてきた、課題や論点に直面することとなった。第一に、比較的新しい歴史公文書等である琉球政府文書をインターネット上で公開する際の利用制限情報の扱いは、閲覧室における利用審査と同等のものでよいのか、第二に、琉球政府文書デジタルアーカイブの利用と閲覧室における原資料の利用とでは、どのような違いが生じてくるのか、第三に、琉球政府文書デジタルアーカイブが既存業務にどのような変化をもたらすのか、といった点である。本稿は、これらの点を検討し、筆者の考えを述べるものである。

利用制限情報については、インターネットの拡散性を加味した保護措置が施される結果、デジタルアーカイブで閲覧できる情報の範囲は、原資料を閲覧室で利用する場合より狭まることになる。また、デジタルアーカイブの利用と閲覧室で原資料を利用する場合とでは、原資料の形状や状態を確認できる程度や、二次利用の際に出版物等掲載許可申請を必要とするかどうかの違いが生じるため、琉球政府文書デジタルアーカイブをよりよく活用していくには、提供側である公文書館と利用者の双方が、こうした違いを適切に認識しておく必要がある。

既存業務との関係では、デジタルアーカイブには、原資料を劣化させることなく資料研究を進展させ、また、閲覧室における資料調査の効率化に寄与することから、閲覧サービスの向上をももたらすというメリットがある。他方で、デジタルアーカイブで公開されたデータを閲覧室で提供する際には、原資料とは異なる固有の対応を確立する必要があり、また、原資料とその代替物に付されたそれぞれ異なる資料コードをめぐっても、利用者に混乱を生じさせない工夫が必要だろう。

琉球政府文書デジタルアーカイブは、琉球政府文書にアクセスできる可能性を飛躍的に高める一方で、インターネット公開ゆえの制限もまた、存在している。また、デジタルアーカイブの進展によって、公文書館の「利用（者）」の形態は、来館して閲覧室で資料を閲覧するかたちにはとどまらない、より幅広いものとなるだろう。デジタルアーカイブが有する両義性に留意しつつ、公文書館の新たな「利用」の可能性を切り拓いていくことが求められる。